

## 展示会出展事業者募集要領

### 1 趣旨

この要領は、高知市が出展する次の展示会に係る出展者募集に関する事項を定めるものとする。

- (1) 名称  
第40回グルメショー秋2026
- (2) 日時  
令和8年9月2日（水） 10:00～18:00  
令和8年9月3日（木） 10:00～18:00  
令和8年9月4日（金） 10:00～17:00
- (3) 会場  
東京ビッグサイト（東京都江東区有明3-11-1）
- (4) 主催  
株式会社ビジネスガイド社

### 2 出展対象者

展示会出展に係る実施要領第4条に基づく。

### 3 出展条件

展示会出展に係る実施要領第6条に基づく。

### 4 募集事業者数

募集事業者数は30事業者程度とし、募集事業者数に満たない場合は追加募集を行う。

### 5 出展に要する費用（出展料等）

展示会出展に係る実施要領第9条に基づく。

### 6 申込み

- (1) 申込書類
  - ア 出展申込書
  - イ FCP展示会・商談会シート（1事業者1商品）
- (2) 提出期限
  - ア 高知市に本社その他これに類するものを有する出展対象者  
令和8年5月7日（木）17:00必着  
ただし、窓口での提出は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日を除く。
  - イ 高知市以外の市町村に本社その他これに類するものを有する出展対象者  
各市町村が示す期限までに各市町村へ提出するものとする。
- (3) 窓口提出時間
  - ア 高知市に本社その他これに類するものを有する出展対象者  
8:30～正午、13:00～17:15
  - イ 高知市以外の市町村に本社その他これに類するものを有する出展対象者  
各市町村が示す窓口提出時間に各市町村へ提出するものとする。
- (4) 提出先
  - ア 高知市に本社その他これに類するものを有する出展対象者  
高知市商工振興部外商支援課  
〒780-8571  
高知県高知市本町5丁目1番45号 第二庁舎2階  
担当者 徳永、片岡
  - イ 高知市以外の市町村に本社その他これに類するものを有する出展対象者

各市町村が示す提出先へ提出するものとする。

(5) 提出方法

ア 高知市に本社その他これに類するものを有する出展対象者

窓口での提出、宅配便又は郵便サービスなどによる送付での提出とする。ただし、宅配便又は郵便サービスなどによる送付で提出する場合は、提出期限の令和8年5月7日(木)午後5時までに確実に提出するものとする。郵便事故等による紛失や遅配などについては考慮しない。

イ 高知市以外の市町村に本社その他これに類するものを有する出展対象者

各市町村が示す提出方法で各市町村へ提出するものとする。

7 サンプル提出

申込みに当たり、次のとおり商品サンプルを提出するものとする。ただし、提出が困難な商品サンプルについては、提出方法について高知市に相談するものとする。

(1) 提出物

5(1)イのFCP展示会・商談会シート(1事業者1商品)に記載した商品のサンプル

(2) 提出数

審査員5名に対して必要数

(3) 提出期限

別途高知市から案内する審査会当日(当日審査会時)までに提出するものとする。

ただし、窓口での提出は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178条)に規定する休日を除く。

(4) 窓口提出時間

8:30~正午、13:00~17:15

(5) 提出先

高知市商工振興部外商支援課

〒780-8571

高知県高知市本町5丁目1番45号 第二庁舎2階

担当者 徳永、片岡

(6) 提出方法

窓口での提出、宅配便又は郵便サービスなどによる送付での提出とする。ただし、宅配便又は郵便サービスなどによる送付で提出する場合は、提出期限の別途高知市から案内する審査会当日までに確実に提出するものとする。郵便事故等による紛失や遅配などについては考慮しない。

(7) その他

パッケージや成分表示等の確認は商品サンプルで行う。

審査後の商品サンプル返却を希望する場合は、出展申込書に記入するものとし、返却方法は、高知市商工振興部外商支援課窓口での返却又は着払いによる返却とする。

8 選考方法

出展対象者からの申込書類及び商品サンプルの審査並びにプレゼンテーションにより、審査委員会が別紙「展示会出展者選考審査評価基準」(以下「評価基準」という。)に基づいて出展対象者の採点及び順位付けを行い、市は審査結果を踏まえ、出展者を選考する。

(1) 評価基準の項目及び配点

審査項目と審査項目ごとの配点は次表のとおりとし、審査委員ごとの配点の合計は120点とする。

審査項目	配点
出展回数少なさ	10点
衛生管理の状況等に関する認証等	15点
販路拡大への意欲	40点
商品力	55点

(2) 出展者として選考しない者

ア 各審査委員の採点による得点の平均が60点以下の出展対象者は、出展者として選考しない。

イ 8(2)アの規定にかかわらず、審査委員のうち半数以上の審査委員の採点による得点が60点以下の出展対象者は、出展者として選考しない。

(3) 審査方法

対面又はオンラインにより審査するものとし、審査方法は、出展申込書に記入するものとする。

ア 審査日時

次の日時とし、対象事業者が参加する日時については、高知市から別途通知する。

令和8年5月18日(月) 9:15~17:15

令和8年5月19日(火) 9:15~17:15

※ 上記希望日時以外でも出展対象者と協議の上、高知市が指定する日時となる可能性があります。

イ プレゼンテーション

プレゼンテーションについては次表のとおりとする。

項目	時間	備考
出展対象者による説明	5分以内	F C P展示会・商談会シートに基づく説明を行う。
審査員による質疑	10分以内	

ウ 審査の場所

高知市役所

エ オンライン審査の参加方法

参加方法等については、高知市から対象事業者に別途通知する。

(4) 留意事項

ア 出展者に選考された場合でも、出展対象者・出展条件に違反することが明らかになった場合には出展を取り消す場合がある。

イ 出展者に選考された後、やむを得ない場合を除く理由で出展を辞退する場合、出展とみなし出展回数にカウントするものとする。

ウ 得点が同一の出展対象者があった場合は、高知市が抽選を行うものとする。

エ 出展者が辞退した場合は、8(2)の出展者として選考しない者に該当する場合を除き、繰上げ選考を行う。

オ 出展対象者が募集事業者数を下回る場合であっても、選考審査を実施する。

カ 選考理由等の詳細は回答しない。

9 選考結果

選考結果は、後日通知するものとする。

附則

この要領は、令和8年4月14日から施行する。